

一般社団法人 日本高気圧環境・潜水医学会

高気圧酸素治療技術部会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本部会は、一般社団法人(1)日本高気圧環境・潜水医学会 高気圧酸素治療技術部会 (The Japanese Society of Hyperbaric and Undersea Medicine, Technological Division: JSHUM-TD) と称する。

(事務所)

第2条 本部会は、事務所を一般社団法人日本高気圧環境・潜水医学会 (以下、本医学会) の事務所内におく。

(設置)

第3条 本部会の設置は、日本高気圧環境・潜水医学会定款第29条による。

(目的)

第4条 本部会は、本医学会定款第3条に則り、高気圧酸素治療における看護、管理および治療技術の進歩を図り、高気圧酸素治療の発展に寄与することを目的として、次の事業を行う。

- 1) 日本高気圧環境・潜水医学会学術企画への支援
- 2) 高気圧酸素治療に係わる教育、調査、研究
- 3) 高気圧酸素治療に係わる認定技師の育成ならびに教育研修事業の推進
- 4) 関連団体との提携ならびに事業の支援
- 5) その他、本部会の目的に沿った事業。

第2章 会員

(会員)

第5条 本医学会に属する医師及び歯科医師以外の正会員をもって技術部会員とする。

第3章 役員

(役員)

第6条 本部会に次の役員をおく。

- 1) 幹事
- 2) 常任幹事

(選任)

第7条 幹事は、技術部会員の中から施行細則の定める規程によって選任される。

- 2 常任幹事は、幹事の中から施行細則の定める規程によって選任される。

(任期)

第8条 幹事及び常任幹事の任期は就任3年後の学術集会に併設した幹事会までとする。ただし、幹事または常任幹事選任時期が延びた場合は前幹事または前常任幹事の任期が

延長される。

- 2 補欠又は増員により選任された幹事及び常任幹事の任期は、前任者又は他の在任者の任期の残存期間と同一とする。

(会長および副会長)

第9条 本部会に、会長 1名、副会長 若干名を置く。

- 2 会長は、常任幹事の互選によってこれを定める。
- 3 副会長は、常任幹事の中から会長の指名によりこれを定める。
- 4 会長は、本部会を代表し、会務を統括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長が不都合により欠けたときは、その職務を代行する。会長はあらかじめ副会長の順位を決定しておかなければならない。

(顧問)

第10条 会長は、本医学会評議員の中から顧問数名を置くことができる。この内1名は理事が望ましい。

- 2 顧問は第11条に規定する会議に出席し、意見を述べることができる。

第4章 会議および委員会

(会議)

第11条 本部会には、次の会議を置く。

- 1) 常任幹事会
- 2) 幹事会
- 3) 委員会
- 4) 技術部会総会（正会員総会と兼ねる）

(常任幹事会)

第12条 常任幹事会は、通常常任幹事会と臨時常任幹事会の2種類とし、会長が必要と認める幹事または委嘱委員を招集することができる。

- 2 常任幹事会は、次の事項を議決する。
 - 1) 幹事会に付議すべき事項
 - 2) 幹事会で議決した事項の執行に関する事項
 - 3) その他、幹事会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- 3 通常常任幹事会は、毎年2回会長が召集する。
- 4 会長が必要と認めた時、あるいは現在数の3分の1以上の常任幹事から書面をもって召集の請求があったとき、会長は、30日以内に臨時常任幹事会を招集しなければならない。
- 5 書面またはインターネット等の活用による常任幹事会の開催はこれを妨げない。
- 6 常任幹事会の議長は、会長とする。
- 7 常任幹事会は、現在数の3分の2以上の常任幹事の出席がなければ、議事を行い、議決することができない。ただし、事前に書面により意思を表示した者は、これを出席とみなす。
- 8 常任幹事会の議決は、出席した常任幹事の過半数をもって決し、可否同数のときは、

議長がこれを決する。

- 9 常任幹事会の議事については、議事録を作成し、これに、審議事項および議決事項、議事の経過の概要およびその結果を記載し、議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

(幹事会)

第13条 幹事会は、幹事をもって構成する。

2 幹事会は、次の事項を審議する。

- 1) 常任幹事会で執行された事項（事業報告と決算報告など）
- 2) 常任幹事会で議決された事項（事業計画と予算など）
- 3) 常任幹事会のみで議決した事項に関する事項（施行細則など）
- 4) 常任幹事の選任
- 5) 技術部会総会に報告すべき事項
- 6) その他、本部会の運営に関する事項

3 通常幹事会は、毎年1回、学術総会に併設または付随して開催し、会長が招集する。

4 現在数の3分の1以上の幹事から書面をもって召集の請求があった、または常任幹事会がその開催を議決したときには、会長は30日以内に臨時幹事会を招集しなければならない。

5 書面またはインターネット等の活用による幹事会の開催はこれを妨げない。

6 幹事会の議長は立候補とし、司会は副会長が行う。立候補がないときは副会長または会長がこれにあたる。

7 幹事会は、現在数の3分の2以上の幹事の出席がなければ、議事を行い、議決することができない。ただし、事前に書面により意思を表示した者は、これを出席とみなす。

8 幹事会の議決は、出席した幹事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

9 幹事会の議事については、議事録を作成し、これに、審議事項および議決事項、議事の経過の概要およびその結果を記載し、議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

(委員会)

第14条 本部会には、その事業の円滑な実施をはかるため、次の各号にしたがって委員会を設置することができる。

- 1) 委員会の設置および解散は、常任幹事会の議決による。
- 2) 委員会に、必要に応じて顧問を置くことができる。
- 3) 委員会の委員長、委員および顧問は、常任幹事会の議を経て会長が委嘱する。

(技術部会総会)

第15条 技術部会総会は、本部会会員をもって構成する。

2 新幹事および新常任幹事の選任報告をおこなう。

3 幹事会の報告（事業報告、決算報告、新規予算報告、新規事業計画等）および意見交換をおこなう。

第5章 会計

(予算)

第16条 本部会の事業計画および収支予算は、常任幹事会の議決を経て幹事会に報告し、承認を受けなければならない。

(決算)

第17条 本部会の事業報告および収支決算は、常任幹事会の議決を経て幹事会に報告し、承認を受けなければならない。

(事業年度)

第18条 本部会の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わるものとする。

第6章 会則の変更

(会則の変更)

第19条 この会則は、幹事総数の3分の2以上の賛成議決を経て変更できる。

第7章 補則

(施行細則)

第20条 この会則を施行するために必要な事項は、常任幹事会および幹事会の議決を経て、会長が本部会施行細則に定める。

附則 この会則は、平成23年10月27日から施行する。